



ハローワーク横浜 事業所部門だより R6.5

求人申込窓口受付時間（平日）8:30～16:00

★2024年4月1日より、ハローワークの求人票に詳しい記載が必要になりました。

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和6）年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要です。



① 従事すべき業務の変更の範囲

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容欄」に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換などで雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合は、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種：介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 （主な業務） ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員
（最大340文字）

こちらをご覧ください
（HP内リーフレット）



② 就業場所の変更の範囲

- ・採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「あり」としたうえで転勤範囲を明示してください。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は、「契約更新の可能性」欄を「**あり**」に○をつけてください。
- ・更新継続が期待される場合は「**原則更新**」、更新の可能性のあるもののそれが確実ではない場合は「**条件付きで更新あり**」に○をつけてください。
- ・「**原則更新**」の場合、有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合には「求人に関する特記事項」欄に「**更新上限：有（通算契約期間○年/更新回数○回）**」と明示してください。（上限がない場合は明示は不要です）
- ・「**条件付きで更新あり**」の場合、「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載してください。また、有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合には同欄に記載してください。（上限がない場合は明示は不要です）

「年収の壁・支援強化パッケージ」パート・アルバイトで働く人が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

「106万円の壁」対応：「キャリアアップ助成金」「社会保険適用時処遇改善コース」「社会保険適用促進手当」

「103万円の壁」対応：事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

「配偶者手当への対応」：見直しの手順をフローチャートで示す等資料を作成・公表

詳細はこちら



★求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等をよく確認した上で契約を行ってください。

ハローワーク横浜 HP

